

日本共産党の田口康博です。会派を代表して議案第8号、14号について、反対の立場を明確にして討論を行います。

まず、第8号、柏市地球温暖化対策条例の一部を改正する条例の制定についてです。気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3、京都会議）が採択した京都議定書の2005年発行を受け、柏市は**2007年**、「**柏市地球温暖化対策条例**」を制定しました。これは、京都市に次ぐ、全国で**2番目**となる先進的な取り組みでした。

今、気候危機はさらに深刻さを増し、世界各地で、異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが広がっています。日本への影響も大問題になっています。

国連 IPCC 「1.5度特別報告書」は、2030年までに大気中への温室効果ガス（その大半はCO₂）の排出を2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前に比して1.5度までに抑え込むことができないことを、明らかにしました。政府が、2021年4月に発表した2030年度の削減目標は「2013年度比で**46%削減**」です。これは2010年比にすると**42%減**であり、国連が示した**45%減**という全世界平均よりも低い、恥ずかしいものです。柏市の今回の条例改正案は、この国の、削減目標を踏襲するものです。

世界の先進国は、最低でも50%以上、60%台の削減目標を掲げています。先進国には、産業革命以来、CO₂を長期に排出してきた大きな責任があります。また、高い技術力と経済力も持っています。日本には世界平均以上の目標でCO₂削減をすすめる責任があります。脱炭素社会に向けて、多くの環境団体・シンクタンクが、2030年までの目標と計画を示しています。これらは、エネルギー消費を20~40%減らし、再生可能エネルギーで電力の40~50%程度をまかなえば、CO₂を50~60%程度削減できる、という点で共通しています。

再生可能エネルギーの可能性は、きわめて大きなものがあります。政府の試算でも、日本における再生可能エネルギーの潜在量は、現在の国内の電力需要の5倍です。再生可能エネルギーによる電力を、2030年までに50%（現状の2.5倍）、2050年までに100%にすることは十分可能です。

国を超える目標値を持つ自治体は、都道府県で7自治体 この内、長野県は、当初**48%**削減案を発表。県民有志は、「長野県のゼロカーボン戦略案を読み解く会」を開催し、必死に読みました。そして、大切な点に気がつきます。

長野県の環境政策課や、地球温暖化対策専門委員会の委員にも連絡をとり、意見交換を行い、3つのことを訴えました。

- ①再生可能エネルギーの拡大計画の割に、長野県のCO₂削減見込みは過小評価されていて、もっと積み上げができる
- ②気候変動に関する研究機関のプロジェクト Climate Action Tracker は、日本に2030年までに**62%減**を求めている
- ③国の目標が低い中、脱炭素で先進的な取り組みをしている長野県こそ目標を高く設定して、他の自治体にもいい例を示すことが大切

また、パブリックコメントについては、長野県史上、最多の 180 のコメントが寄せられました。そのほか、県民のさまざまな取り組みを受け、ついに長野県は、削減目標を当初の 48%から 60%に引き上げたのです。柏市が教訓にできることが、あるのではないのでしょうか？世界に向けた目標設定こそ、市民の力の原動力となり、柏市のそして人類の未来が開けるのではないのでしょうか？

提案されている CO2 削減目標は、**不十分**であり、大幅に引き上げることを訴えます。

議案第 14 号、財産の取得についてです。

そごう跡地取得について、86 億円という市民にとって莫大な支出です。徹底した情報公開と市民合意が大前提にされるべきです。

まず、情報公開がなされているか、86 億円の根拠が示されているかという問題です。不動産鑑定書について、情報開示請求、資料請求によってやっと、提出されましたが、本来、3 月議会で審議するために、柏市から、積極的に示されるべき資料でした。我々は金額の妥当性をどう判断すればいいのか、あまりにも情報が少なすぎました。そして何より、柏市が土地を取得した後、どういう街にしようとしているのか、計画が明確でないまま、そごう取得ありきが先行しています。

柏駅周辺について、これまでいくつかの計画の断片が示されましたが、民間が作ったということで、ランドデザインも、えきまちビジョンも、議会には詳細に説明されていません。昨年度作られた、「柏駅東口駅前再整備検討」の「業務委託報告書」は、

- ①「駅前広場再整備」②「連鎖的市街地更新スキーム」、
- ③「建て替え等誘導インセンティブ」の検討など、

135 ページに及ぶ資料ですが、実際に私たち議員が目にしたのは 5 月 31 日です。3 月にできた資料の公表が 5 月末。これは、いったい、どういうことでしょうか？

検討経過は随時明らかにして、意見を交換し、合意形成を図るのが、民主主義の原則ではないのでしょうか？

これまで、2 回の地権者会合が開かれました。その目的は、「柏駅東口未来検討委員会」、「柏駅東口未来ビジョン」を踏まえた、まちづくりの実現に向け、「**地権者間**」並びに「**市と地権者の間**」で意見交換し、情報や認識を共有しながら、東口駅前の再整備に向けた検討を進める、とあります。**市民の意見**、は後回しなのではないのでしょうか？

公共事業は、その目的が明確で、計画は具体的でなければなりません。しかし、今回の 86 億円での土地取得は、その目的も計画も、極めてあいまいです。43 万柏市民の福祉の増進のため、行政が優先すべき事業を見極めることが必要です。

带状疱疹ワクチンの定期接種化について、厚生労働省専門委員会は、6 月 20 日「科学的に妥当」との判断をしました。テレビコマーシャルのおかげではありません。他自治体で既に、実現している**带状疱疹ワクチン接種助成**をすみやかに行う。聞こえの悪い人には、まだまだ高額な補聴器の購入費を助成し、**生活の質 QOL** を上げる。全国の自治体で広がっ

ている**学校給食完全無償化**を実現する。市民が求めているのは、まず、こういう、生活に密着した公共政策なのではないのでしょうか？

市民から見れば、これらのことを市民が何度要求しても、議員が議会質問で何度取り上げても、実現していないことに対し、もし、このそごう跡地取得 86 億円支出が、**すんなり**決まったとしたら、そのあまりの**落差**に、愕然（**がくぜん**）とするのではないのでしょうか？

市民は、納得いきません。目的も計画もあいまいな状況での、そごう跡地取得には、賛成できません。

以上述べた理由により、議案第 8 号、14 号に反対します。